

浅口市空き家利活用事業補助金交付要綱

平成30年8月1日

告示第93号

改正 令和4年5月9日

告示第80号

改正 令和5年4月25日

告示第84号

改正 令和7年4月25日

告示第71号

改正 令和8年4月22日

告示第73号

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本市への定住促進を図るため、空き家の改修、修繕、補修等を行う者に対し、予算の範囲内において空き家利活用事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 おおむね1年以上にわたり居住その他の利用実態がないことが常態である一戸建て住宅(敷地及び附帯施設等を含む。)をいう。
- (2) 空き家所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (3) 空き家居住予定者 居住するために空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、第12条に規定する実績の報告までに当該空き家に住民登録をすることができる者をいう。
- (4) 若者世帯 第8条に規定する交付申請書を提出した日において、申請者(申請者に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は浅口市パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和4年浅口市告示第156号)の規定により、パートナーシップ宣誓をした者を含む。)がある場合は、申請者及び配偶者の双方)が40歳未満の世帯をいう。
- (5) 施工業者 建築関連業務等を営む者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 売買又は賃貸に関する不動産業者との媒介契約を締結したものであること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助対象空き家のうち居住の用に供する部分について、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 施工業者が施工する住居としての機能を回復又は向上させ、及び設備を改善するために行われる工事(容易に取外しができる物を設置するものを除く。)であること。
- (2) 工事に要する経費が30万円以上であること。
- (3) 第9条の規定による補助金の交付の決定後に着手し、当該年度の2月末日までに実績報告が可能な工事であること。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助対象事業者」という。)は、別表第1に掲げる空き家居住予定者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第4条に規定する工事に要した経費とする。ただし、国、県又は本市の他の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の補助対象経費を本補助金の補助対象経費から控除する。

- 2 前項の補助対象経費については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が含まれる場合にあつては、当該消費税等仕入控除税額を補助対象経費から控除しなければならない。

(補助金の額)

第7条 補助事業に係る補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表第2に掲げる補助率を乗じて得た額とし、上限額は同表のとおりとする。

- 2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨て

るものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に浅口市空き家利活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、浅口市空き家利活用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第10条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、浅口市空き家利活用事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更すべきものと認めたときは、浅口市空き家利活用事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第11条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、浅口市空き家利活用事業補助金事業休止(廃止)届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、浅口市空き家利活用事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が交付の決定を受けた内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浅口市空き家利活用事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、

補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、浅口市空き家利活用事業補助金請求書(様式第8号)又は浅口市空き家利活用事業補助金概算払請求書(様式第9号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を一定の期間を設けて命ずることができる。

- (1) この告示に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(交付の制限)

第16条 この告示による補助金の交付は、同一の補助対象空き家につき、1回のみ行うことができるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	補助対象事業者	補助対象事業者の要件
移住型	市外からの転居を伴う空き家居住予定者	次の各号の要件を全て満たすものとする。 (1) 世帯に市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の滞納者がいないこと。 (2) 世帯に浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等がいないこと。 (3) 補助金交付日から10年以上継続して当該空き家に居住すること。 (4) 補助金申請時の住所地が市外であること又はこの告示の施行日以後に市内に転入し、かつ、補助金申請時に転入して2年以内であること。 (5) 補助金申請時に、当該空き家を取得して2年以内であること。

定住型	市外又は市内からの転居を伴う空き家居住予定者	<p>次の各号の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 世帯に市税等の滞納者がいないこと。</p> <p>(2) 世帯に浅口市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等がいないこと。</p> <p>(3) 補助金交付日から5年以上継続して当該空き家に居住すること。</p> <p>(4) 本補助金で改修する建物以外に、申請者又はその配偶者名義の持家が市内にないこと。</p> <p>(5) 市内から当該空き家へ転居する場合、転居前の住居が空き家とならないこと。(親世帯等との同居からの独立又は賃貸住宅等からの転居であること。)</p> <p>(6) 補助金申請時に、当該空き家を取得して2年以内であること。</p>
-----	------------------------	--

別表第2(第7条関係)

区分	補助率	補助上限額
移住型	2分の1	60万円 若者世帯の場合は80万円
定住型	2分の1	30万円 若者世帯の場合は50万円

浅口市空き家利活用事業補助金交付申請書

浅口市長 様

申請者 住所
 ふりがな
 氏名
 連絡先 () ー

浅口市空き家利活用事業補助金の交付を受けたいので、浅口市空き家利活用事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 空き家等の概要

(1) 所在地	浅口市	
(2) 所有者	住所	
	氏名	
(3) 建築年月日	年 月 日	
(4) 階数・延べ床面積	階建 / m ²	
(5) 施工業者名		
(6) 施工期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
(7) 総工事費	円	
(8) 補助対象経費	円	
(9) 補助金の申請額	円	
(10) 補助事業の区分	<input type="checkbox"/> 移住型(10年以上居住すること) <input type="checkbox"/> 定住型(5年以上居住すること) <input type="checkbox"/> 若者世帯* ※申請者及び配偶者等の双方が 40 歳未満の世帯	
(11) 申請者の転入又は転居(予定)日		
(12) 備考		

2 関係書類

- (1) 浅口市空き家利活用事業実施計画書(別紙様式 1)
- (2) 補助事業に係る見積書及び工事内訳書の写し
- (3) 補助対象工事部分の配置や間取りがわかる図面(設計図等)
- (4) 空き家の外観及び施工予定箇所の現況写真(撮影日の確認できるもの)
- (5) 誓約書(別紙様式 2)
- (6) 市税等に係る世帯全員の納税証明書(完納証明書)
- (7) 消費税等仕入控除税額確認書(別紙様式 3)
- (8) 売買又は賃貸に係る契約書又は媒介契約書の写し
- (9) 空き家の登記事項証明書
- (10) 世帯全員の住民票の写し
- (11) 承諾書(空き家賃借者の場合のみ)
- (12) その他市長が必要と認める書類

浅口市空き家利活用事業実施計画書

1 収支予算

(単位:円)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金(改修分)	円	工事費	円
自己負担金			
他の制度による補助金			
計		計	

2 事業計画

1 事業実施場所 (対象物件の所在地)	浅口市		
2 実施内容 (工事概要)	<input type="checkbox"/> 既存住宅の増改築工事 <input type="checkbox"/> 浴室・台所・洗面所・トイレの改修等 <input type="checkbox"/> 給水・排水設備工事 <input type="checkbox"/> ガス・給湯設備工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> 屋根のふき替え、塗装、防水工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事(外壁張替) <input type="checkbox"/> 部屋の間仕切り変更、新設工事 <input type="checkbox"/> 内装工事(床、内壁、天井の張替等) <input type="checkbox"/> ふすま、障子の張替、畳の取り替え <input type="checkbox"/> 建具等の取り替え、新設工事 <input type="checkbox"/> その他()		
3 請負予定業者 (業者名・住所)			
4 実施予定期間	(工事の実施期間)	年 月 日 ~	年 月 日
	(居住の予定期間)	年 月 日 ~	年 月 日
5 補助事業の区分	<input type="checkbox"/> 移住型 <input type="checkbox"/> 定住型 <input type="checkbox"/> 若者世帯		
6 その他	(1) 耐震性 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無(備考) ※昭和56年6月1日時点の建築基準法に基づく耐震基準を満たす場合又は耐震改修工事により当該耐震基準を満たす予定である場合は、以下のいずれかの写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 耐震診断(改修計画診断)報告書(第三者評価を受けたもの) <input type="checkbox"/> 耐震等級1以上の住宅性能評価書 (2) 転居前の建物登記 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無(備考) ※補助金交付申請時点で、補助対象事業者が18歳未満の子と同居する場合は、転居前の建物登記簿又は賃貸借契約書の写しを添付すること(補助対象空き家が耐震基準を満たす場合に限る。)。		

誓約書

浅口市長 様

申請者
住所
氏名

浅口市空き家利活用事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- (1) 市に定住の意思をもって住民登録を行い、補助金交付日から所定の期間(移住型は10年、定住型は5年以上)継続して居住すること。
- (2) 市が本申請において審査する際に必要な事項等について調査することに承諾すること。
- (3) 補助対象空き家の利活用にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- (4) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 浅口市空き家利活用事業補助金交付要綱第15条各号のいずれかに該当することになった場合は、返還命令に従い、既に交付された補助金を返還すること。

浅口市長 殿

申請者 住所
氏名

浅口市空き家利活用事業に係る消費税等仕入控除税額確認書

浅口市空き家利活用事業補助金の交付申請における補助の対象経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。

記

1 対象建築物について
名称

所在地

2 理由：

以下から選択してください。(該当に○)

- (1) 消費税法における納税義務者でない。
- (2) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- (3) 簡易課税事業者である。
- (4) 上記(1)から(3)に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

浅口市空き家利活用事業補助金変更交付申請書

浅口市長 様

申請者
住所
ふりがな
氏名
連絡先 () -

年 月 日付け、第 号で通知のあった浅口市空き家利活用事業補助金について、次のとおり変更したいので、浅口市空き家利活用事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の交付申請額 円 (増減 円)

3 既交付決定額 円

4 変更の内容

5 関係書類

- (1) 変更内容が確認できる書類(見積書、設計図等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

浅口市長 様

申請者
住所
ふりがな
氏名

電話() ー

浅口市空き家利活用事業補助金事業休止(廃止)届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた浅口市
空き家利活用事業補助金について、次のとおり休止(廃止)したいので届け出ます。

記

1 空き家等の所在地	浅口市
2 休止(廃止)の理由	

浅口市空き家利活用事業実績報告書

浅口市長 様

申請者
住所
氏名
連絡先 () -

年 月 日付け 第 号で通知のあった浅口市空き家利活用事業補助金について、その事業を完了したので、浅口市空き家利活用事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業費

総事業費	補助対象経費 (a)	補助率 (b)	助成金額 (a) × (b)
円	円	1 / 2	円 (上限)

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る領収書・請求明細書の写し
- (2) 工事請負契約書（又は注文書及び請書）の写し
- (3) 施工前及び施工完了後の写真（撮影日の確認できるもの）
- (4) その他市長が必要とする書類

様式第7号(第13条関係)

第 号
年 月 日

浅口市空き家利活用事業補助金確定通知書

様

浅口市長

印

年 月 日付け 第 号で交付を決定した浅口市空き家利活用事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、浅口市空き家利活用事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 交 付 額 円

浅口市空き家利活用事業補助金交付請求書

浅口市長 様

請求者
住所
氏名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった浅口市空き家利活用事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください
(振込先)

金融機関名	銀行・農協・信用 ()	店
預金種別	(普通・当座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな 氏 名	

※ 口座名義人は申請者(請求者)と同一であること

浅口市空き家利活用事業補助金概算払請求書

浅口市長 様

請求者
住所
氏名

年 月 日付け、第 号で確定通知のあった浅口市空き家利活用事業補助金について、下記金額を交付されたく概算払を請求します。

交付決定金額 _____ 円

請求額 _____ 円

概算請求理由

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

(振込先)

金融機関	銀行・農協・信用 ()	店
預金種別	(普通・当座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな 氏名	

※ 口座名義人は申請者(請求者)と同一であること